

【 投 薬 】

6 2 6 メルカプトプリン水和物（顕微鏡的多発血管炎等）の算定について

《令和 7 年 7 月 3 1 日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するメルカプトプリン水和物（ロイケリン散）の算定は、原則として認められない。

- (1) 顕微鏡的多発血管炎
- (2) 結節性多発動脈炎
- (3) 多発血管炎性肉芽腫症
- (4) 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- (5) 大動脈炎症候群
- (6) 全身性エリテマトーデス
- (7) 多発性筋炎
- (8) 皮膚筋炎
- (9) 強皮症
- (10) 混合性結合組織病

○ 取扱いを作成した根拠等

ロイケリン散はチオプリン製剤の一つで、添付文書の効能・効果は「急性白血病、慢性骨髄性白血病の自覚的並びに他覚的症状の緩解」であるが、以前から薬理的に 6-メルカプトプリン（6-MP）のプロドラッグであるアザチオプリンと同等の効果が得られると判断され、白血病以外にも炎症性腸疾患やリウマチ性疾患、ANCA関連血管炎、臓器移植後等の治療に一定の効果が期待され、使用されてきた経緯がある。しかし、現在は他の有効性に優れ、副作用が少ない薬剤が用いられてきており、また、本剤は添付文書に上記(1)から(10)までの傷病名は効能・効果に記載されていない。

以上のことから、上記傷病名に対するメルカプトプリン水和物（ロイケリン散）の算定は原則として認められないと判断した。